

株式会社アイケア北海道

訪問看護ステーション アイケア奥沢口 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社アイケア北海道 訪問看護ステーション アイケア奥沢口（以下、「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下、「看護職員」という。）が、老人及び難病患者、心身障害者（児）等並びに要介護状態又は要支援状態にある者で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた方（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護職員は、要介護状態又は要支援状態等の心身の特性を踏まえて、全体的な心身機能の維持、回復を図るとともに、生活の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問看護ステーション アイケア奥沢口
- ② 所在地 小樽市奥沢1丁目16番2号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務）

- ① 管理者 1名

管理者は、ステーションに勤務する従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みにかかる調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行う。

② 看護職員

看護師・准看護師 常勤換算方法にて 2.5 名以上

看護職員は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、年末年始 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第 6 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② リハビリテーション
- ③ 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ⑤ ターミナルケア
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ 褥瘡の予防・処置
- ⑨ カテーテルの管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料金)

第 7 条 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

2 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合において、第 9 条に定める通常の業務に実施区域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費、その実費を徴収する。

ただし、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所から片道7 km未満 7 0 0 円

② 事業所から片道7 km以上 1, 0 0 0 円

3 医療保険各法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供したときは、基本利用料として医療保険各法に規定する負担金の支払いを、また、その他の利用料として、次に掲げる料金を利用者から受け取るものとする。

① 超過料金 (1 時間まで) 1, 3 0 0 円

② 時間外料金 (2 時間まで) 3, 2 0 0 円

③ 交通費 公共交通機関利用 実 費
ステーション車利用 (往復1 0 km未満) 2 0 0 円
〃 (往復1 0 km以上) 4 0 0 円
タクシー利用 (営業日以外及び時間外) 実 費

④ おむつ等の費用 実 費

4 前2 項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(領収書の交付)

第8 条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区別して記載した領収書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施区域)

第9 条 通常の事業の実施区域は、小樽市、石狩市、仁木町、余市町、札幌市とする。

(緊急時における対処方法)

第1 0 条 看護職員は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

2 看護職員は前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第1 1 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を決して他に漏らさない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との契約に明記する。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月 1日から実施する。

平成23年 4月 4日 一部変更

平成23年 7月 1日 一部変更

平成24年 2月 1日 一部変更

平成24年 7月 2日 一部変更

平成24年 7月10日 一部変更

平成24年11月13日 一部変更

平成25年 6月 8日 一部変更

平成27年 8月 1日 一部変更

平成29年 4月 1日 一部変更

平成29年12月 4日 一部変更

平成30年 4月 2日 一部変更

令和 4年 4月 1日 一部変更

令和 5年11月 1日 一部変更